緊急通報体制等整備業務委託事業者選定審査委員会設置要綱

（設置）

第１条　緊急通報体制等業務において、事業者の選定を行うため、緊急通報体制等整備業務委託事業者選定審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

(1) 業者の審査に関すること。

(2) その他審査に関し必要な事項。

（組織等）

第３条　委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

２　委員会に委員長を置き、健康福祉部長をもって充てる。

３　委員会に副委員長を置き、介護高齢課長をもって充てる。

４　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

５　副委員長は、委員長に事故あるとき又はかけたときにその職務を代理する。

（任期）

第４条　委員の任期は、第２条の所掌事務が終了するまでとする。

（会議）

第５条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し議長となる。

２　会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　委員長が必要あると認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴取することができる。

（委員の責務）

第６条　委員は、厳正かつ公平に審査を行わなければならない。

２　委員は、委員会以外の場において審査等において知り得た情報を漏らしてはならない。ただし、沼田市若しくは沼田市教育委員会又は委員会が公表した情報については、この限りでない。

（事務局）

第７条　委員会の庶務は、介護高齢課が行う。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年１１月１日から施行する。

別表（第３条関係）

所属		職名	備考
1	健康福祉部	部長	委員長
2	健康福祉部介護高齢課	課長	副委員長
3	健康福祉部介護高齢課	介護保険係長	委員
4	健康福祉部介護高齢課	認定給付係長	委員
5	健康福祉部介護高齢課	保健師	委員